

市長意見の提出状況

(第2期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域
君津市、富津市

- 2 市長意見について（内容については別添のとおり）
 - (1) 君津市
意見あり

 - (2) 富津市
意見あり



君 環 保 第 7 3 号
令 和 4 年 6 月 2 2 日

千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人 様

君 津 市 長 石 井 宏 子



第 2 期 君 津 地 域 広 域 廃 棄 物 処 理 事 業 に 係 る 環 境 影 響 評 価 準 備 書 に
対 する 意 見 に つ い て

令 和 4 年 4 月 1 4 日 付 け 環 第 4 2 号 で 依 頼 の あ っ た 標 記 の 件 に つ い て、環
境 の 保 全 の 見 地 に 立 ち、環 境 保 全 措 置 等 に つ い て 慎 重 に 検 討 し た と ころ、下
記 に つ い て 意 見 を 述 べ ま す。

記

1 水 質 へ の 影 響 に 係 る 予 測 に つ い て

工 事 の 実 施 に よ る 水 質 へ の 影 響 に つ い て、予 測 対 象 時 期 を「工 事 の 影 響
が 最 大 と な る 時 期 と し た。」と あ る が、期 間 を 具 体 的 に 明 記 す る こ と。
(準 備 書 該 当 ペ ー ジ : 7 - 1 5 0)

2 工 事 排 水 の 処 理 に つ い て

対 象 事 業 区 域 内 か ら の 雨 水 及 び 湧 出 水 に よ る 排 水 に つ い て は、沈 砂 池 や
濁 水 処 理 施 設 (ろ 過) に よ り 処 理 し、排 水 す る こ と と し て い る が、当 該 施 設
に つ い て、設 置 位 置、構 造 及 び 処 理 能 力 等 に つ い て 具 体 的 に 明 記 す る こ
と。

ま た、ふ っ 素、砒 素 に つ い て、「水 質 管 理 基 準 値 を 超 過 し た 場 合 は、速 や
か に 水 処 理 施 設 を 設 置 す る こ と と し、事 前 に 水 処 理 施 設 の 仕 様 や 調 達 先 を
検 討 す る。」と し て い る が、万 一 超 過 し た 場 合、当 該 水 処 理 施 設 を 設 置 す る
ま で の 間 の 排 水 対 策 に つ い て、具 体 的 に 明 記 す る こ と。

(準 備 書 該 当 ペ ー ジ : 7 - 1 5 3)

3 発 生 土 の 処 理 に つ い て

ご み ピ ッ ト の 掘 削 等、工 事 に 伴 う 発 生 土 は 2 4, 1 0 0 m³ で、原 則 と し
て す べ て 場 内 で 埋 戻 し す る 計 画 と な っ て い る が、対 象 事 業 区 域 内 で は、「砒
素 及 び そ の 化 合 物」と「ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物」に つ い て 土 壌 汚 染 が 確 認



されていることから、発生土の埋戻しに伴い汚染がむやみに広がらないよう留意するとともに、事後調査の項目に「土壌」を追加すること。

(準備書該当ページ：7-274、7-276、7-426、9-2)

4 廃棄物発電について

廃棄物発電が地域の貴重な再生可能エネルギー電源であることを踏まえ、関係自治体と十分な協議を行い、電力の地産地消に資する供給体制を構築すること。

(準備書該当ページ：2-23)

5 省エネルギー等の推進について

廃棄物処理施設の稼働については、省エネルギー型の設備機器、空調設備等を積極的に導入するとともに、燃料とするコークス及びA重油の量を削減させるため、バイオマス燃料への転換を図るなど、温室効果ガスの一層の低減に努めること。

(準備書該当ページ：7-431、7-432)

6 各種整備・点検について

大気質、騒音及び超低周波音、振動並びに悪臭に係る環境保全措置として、下記の項目について、「整備、点検を徹底する。」とあるが、整備、点検の内容等について具体的に明記すること。

準備書該当ページ：工事用車両	7-44、7-174、7-224
廃棄物運搬車両	7-140、7-197、7-246
建設機械	7-164、7-213
設備機器類	7-183、7-204、7-232

7 苦情等への対応について

工事実施中や供用開始後に、周辺住民からの苦情や相談があった場合は、迅速かつ丁寧に対応するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置の検討を行うこと。

8 情報公開等について

供用開始後、本事業に対する地元の理解を促進するため、ホームページ等を活用し、施設におけるごみ処理量や排ガス測定結果など、維持管理状況に係る情報の公開に努めること。

また、小学生をはじめ、広く地域住民等の環境学習の場となるよう、施設見学が可能な体制を整えること。

9 環境影響評価書作成時の留意点について

準備書第3章において環境白書や各種統計資料等を引用している部分については、最新のデータを用い、内容に反映させること。

表 3.2.6-2「対象事業実施区域周辺で環境保全への配慮を要する施設一覧（教育施設）」に示される大和田小学校は、令和4年4月の統合により周西の丘小学校となっているため、同表を掲載する際は留意すること。

（準備書該当ページ：3-91）

図 7.2.9-8「景観特性に係る情報図」の写真の中の点線は、市街化区域を囲んでいるが、凡例では市街化調整区域と示されているため、同図を掲載する際は修正すること。

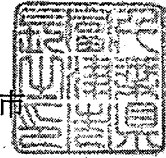
（準備書該当ページ：7-402）



富環第 139 号
令和 4 年 6 月 24 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

富津市長 高橋 恭 市



第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る環境影響評価準備書に対する
意見について (回答)

令和 4 年 4 月 14 日付け、環第 42 号で依頼のありました標記の件につきまして、下
記のとおり回答いたします。

記

当事業における環境影響評価準備書については、示された内容で、おおむね妥当で
あるが、今後、行われる環境影響評価書の作成に当たっては、周辺環境への影響軽減
のため、以下の点について特に配慮をする必要がある。

全体的事項

- ・事業の実施に当たっては、準備書に記載がされている環境保全措置などを確実に
実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術を導入する
など、より一層の環境影響の低減に努めること。
- ・環境への影響に関して、新たな事実が判明した場合にあっては、必要に応じて適
切な措置を講ずること。

水 質

- ・工事中に発生する濁水等が、公共水域の環境に影響を与えないよう、水処理施設等
の管理を徹底すること。

騒音及び超低周波音

- ・工事用車両及び廃棄物等運搬車両が走行する道路沿道では、道路交通騒音が現況に
おいて環境基準を上回る地点があることから、工事の実施及び施設の供用に当た



ては、沿道環境への影響を低減するため、走行車両台数の分散化やエコドライブ、運搬車両の整備、点検などの環境保全措置を徹底すること。

土 壤

- ・事業区域において、埋め立て土砂に起因する土壤汚染が確認されていることから、工事に当たっては、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」等に基づき、掘削で出た汚染土壌対策などの適切な環境保全措置を講ずるとともに、汚染土壌の拡散防止の徹底を図ること。

植物、動物

- ・緑化に当たっては、必要に応じて専門家の助言を受けることにより、生物多様性に配慮した生息空間となるような緑地の創出に努めること。

温室効果ガス等

- ・ごみ焼却施設の稼働に当たっては、温室効果ガスの発生抑制の観点から、環境保全措置を徹底するとともに、更なる取り組み方法についても積極的に検討するなど、発生抑制に努めること。
- また、副資材として用いるコークスについては効率的な使用量を目指すなど、適切な運転管理を徹底すること。

その他

- ・評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

市民部環境保全課環境保全係

電話 0439-80-1274

FAX 0439-87-9331

